



Q & A

Q & A

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律について


～新しい保護命令制度を中心に～

 昨年、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が改正されたようですね。


 はい。配偶者からの暴力の問題については、被害者等から一層の対策の充実を求める声が高まっていたところですが、昨年、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆる「DV防止法」が改正され、今年の1月11日から施行されました。


〈DV防止法のあらまし〉

 そもそも、DV防止法とはどのような法律ですか。

 DV防止法の「DV」とは、「ドメスティック・バイオレンス」の略で、一般的には「夫婦などの一方から他方に対して行われる暴力」といった意味です。この法律は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、平成13年に作られた法律で、平成16年にも一部改正され、平成19年の改正は二度目の改正に当たります。

〈平成19年の改正のポイント〉

 昨年の改正では、主にどのような点が変更されたのですか。

 主な改正点としては、保護命令制度の拡充が挙げられます。新たに設けられた保護命令手続としては次の三つがあります。

一つ目は、配偶者から生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、将来、配偶

者から受ける身体に対する暴力により、その生命・身体に対する危害が生ずるおそれが大きいと認められるときにも、保護命令を発するものとしたことです。生命・身体に対する脅迫とは、具体的には「殺してやる」「腕をへし折ってやる」「ぶん殴ってやる」といった言葉を被害者に言うことなどがこれに当たると考えられます。


二つ目は、接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する電話、ファックス、手紙、電子メール等による面会の要求などの行為を禁止する命令を発するものとしたことです。

三つ目は、被害者の親族その他の被害者と社会生活において密接な関係を有する者に関して、配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときにも、当該親族等への接近禁止命令を発するものとしたことです。




〈脅迫を理由とする保護命令〉


 なぜ、生命・身体に対する脅迫を受けた被害者への保護命令が認められることになったのですか。

 生命・身体に対する脅迫を受けた被害者については、脅迫の時点では、身体に対する暴力を受けていなくても、その後、配偶者から身体に対する暴力を受ける一定程度の可能性が認められ、保護の必要性が高い場合があるからです。




対して、その住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言葉遣いを行う場合等には、被害者がその行為を制止するために配偶者と面会することを余儀なくされる可能性が高いと考えられる場合があり、接近禁止命令の実効性を確保するために必要と考えられたからです。

 親族等への接近禁止命令を申し立てる際には、どのような書類を用意する必要がありますか。

 申立書のほか、被害者の15歳未満の子以外の親族等について接近禁止命令を申し立てる場合には、その親族等の同意が必要になることから、その同意書面を用意する必要があります。また、親族等が成年被後見人であるなどの場合には、法定代理人が同意をすることになりますが、このときは、更に代理権を証する書面が必要になります。


〈電話等禁止命令〉


 なぜ、電話等禁止命令が設けられることになったのですか。


 被害者への接近禁止命令が発せられている状況であるにもかかわらず、被害者に対してこれらの行為が行われる場合には、配偶者からもっとひどい目にあうことになるのではないかとといった恐怖心を抱いて、被害者が配偶者の下に戻らざるを得なくなったり、要求に応じて接触せざるを得なくなったりして生命・身体への危険が高まると認められ、接近禁止命令の実効性を確保するために必要と考えられたからです。



〈親族等への接近禁止命令〉

 なぜ、親族等への接近禁止命令が設けられることになったのですか。

 被害者への接近禁止命令が発令されているにもかかわらず、被害者の親族等に

 よくわかりました。これで主な改正点のイメージをつかむことができました。どうもありがとうございました。